

審議内容

事務局： 定刻より少し早いですが、ただいまより第1回城陽市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

委員の皆さまには、大変お忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。わたくし、城陽市上下水道次長で、経営管理課長を兼務しております藤林でございます。

本審議会につきましては、条例措置に従いまして、今回が第1回目となります。従いまして、会長、副会長の選任手続きが必要となりますことから、その間事務局のほうで会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは進行させていただきます。会議に先立ちまして、お手元に配布しております資料のご確認をさせていただきたいと思っております。

まずは1枚目に会議次第、次に資料番号1「城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例」、次に資料番号2「城陽市上下水道事業経営審議会規程」、次に資料番号3「城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿」、次に資料番号4「城陽市上下水道部出席職員名簿」、次に資料番号5、「水道事業の概要、最後に資料番号6「城陽市上下水道事業経営審議会スケジュール案」でございます。

資料の不足がございましたら、お申し出ください。

それと、資料の横に青色のパイプファイルをお配りしております。

本審議会において様々な資料をお配りすることとなりますので、資料の整理、管理をしていくためのものとしてお使いいただければと思います。

それでは次第に基づきまして進行させていただきます。

まず委嘱書の交付でございます。

委員の皆さまにおかれましては、城陽市上下水道事業経営審議会の委員の就任についてご依頼をさせていただきましたところ、快くお引き受けいただき、ありがとうございます。公営企業管理者職務代理者より、委嘱書の交付をさせていただきます。

職務代理者が順に席のほうに伺いますので、その場でご起立の上、お受け

審議内容

取りください。

《委嘱書の交付》

事務局： ありがとうございます。経営審議会委員の任期につきましては、条例設置の平成29年4月1日から、平成31年3月31日までの2年間となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、第1回城陽市上下水道事業経営審議会の開会にあたりまして、今西城陽市副市長より、ごあいさつ申し上げます。

《今西副市長あいさつ》

事務局： ありがとうございます。

続きまして、城陽市上下水道事業経営審議会の次第4の城陽市上下水道事業経営審議会について、でございます。

資料番号1「城陽市執行機関等の附属機関の設置に関する条例」をご覧ください。

本審議会につきましては、城陽市執行機関等の附属機関の設置に関する条例に基づきまして、城陽市上下水道事業の経営問題、将来計画、その他健全な発展に関する事項において、公営企業管理者の諮問に応じ、調査し及び審議するために設けられたものでございます。

先ほど副市長のあいさつもありましたとおり、本審議会におきましては、新水道ビジョンの策定に関し、本市の水道事業における目指すべき方向性や、一定の方策についてご審議いただくことも考えております。

今後のスケジュールにつきましては、後ほど説明をさせていただきますが、今回の審議会におきましては、本日を含めまして全5回の会議の開催を予定しております。諮問のほうにつきましては、第2回目の経営審議会のほうで予定していますことから、本格的な審議は次回以降となります。

本日は、諮問に先立ち、本市の水道事業の概要等について説明をさせていただきますこととしております。よろしくお願いいたします。

次に会議について、でございます。資料番号2「城陽市上下水道事業経営審議会規程」をご覧ください。

審議内容

規程第4条第3項において、経営審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本経営審議会の定数は12名以内としているところでございますが、今回委員として委嘱させていただきましたのは、10名でございます。

本日は委員10名全員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

なお、規程第4条第5項におきまして、経営審議会が必要であると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、その他必要な協力を求めることができる、と規定しております。

同規定に基づきまして、事務局のサポートといたしまして、本経営審議会の運営支援等を委託している、株式会社NJS、株式会社浜銀総合研究所につきましても、今後もこの会議に参加させたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

一 同： 異議なし。

事務局： ご異議がないようですので、株式会社NJS、株式会社浜銀総合研究所の職員も会議に参加することといたします。

次に、本経営審議会の公開、非公開についてご確認をさせていただきます。

規程第4条第6項におきまして、会議は原則として公開としているところでございますが、同条但し書きにより、非公開とすることができる場合もございます。

公開とする場合は、会議の傍聴を認めることとなりますが、今回、ご審議いただきます議題は、会長、副会長の選出について、城陽市水道事業の内容について、今後のスケジュールについて、でございます。

当該議題につきましては、公開、または非公開できる事項、第6項で定める、会議の運営に支障を来すおそれがあると認められたとき、には該当しないということから、公開が適切かと考えられます。

これらのことから今回会議につきましては、公開とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

審議内容

一 同： 異議なし。

事務局： ご異議ないようですので、今回の会議につきましては、公開するものとさせていただきます。

なお、次回以降は会議に入る前に公開、非公開について確認をさせていただくこととさせていただきます。

続きまして、資料番号3「城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿」に基づきまして、順次委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。

お名前をお呼びいたしますが、時間の都合もございますので、その場で一礼をお願いいたします。順番は50音順とさせていただきますので、あらかじめご了承を願います。それでは委員をご紹介します。

《委員紹介》

事務局： 今後とも、よろしくお願いいたします。

次に資料番号4「城陽市上下水道職員名簿」に基づきまして、出席職員を紹介させていただきます。

《出席職員紹介》

事務局： それでは次第に基づきまして、議事のほうに入ります。

議題1の会長、副会長の選出について、でございます。

資料番号2「城陽市上下水道事業経営審議会規程」の第3条にありますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めるところでございます。

まずは会長の選出に入らせていただきたいと思います。皆さまからのご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員： 先ほど事務局のほうから委員の紹介がありましたが、初顔合わせの方々がいらっしゃるなかで、また、今回初めて会議ということもあるので、事務局のほうで何かお考えがあればお伺いできませんでしょうか。

事務局： 事務局におきましては、長年本市の水道事業にご協力いただきまして、本市の水道事業について精通しておられる楠見委員のほうにお願いできればと考えております。

審議内容

委員の皆さまにご異議なく、楠見委員のご同意いただきましたら会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一 同： 異議なし。(楠見委員同意)

事務局： それでは経営審議会といたしまして、楠見委員を会長とすることに決定させていただきます。楠見会長、席のほうに移動をお願いいたします。

続きまして、副会長の選出に入らせていただきたいと思います。

副会長の選出方法につきましては、先ほど生駒委員のほうからもご意見がございましたが、事務局といたしましては、上下水道事業に精通しておられ、他団体の審議会委員としても活動されていらっしゃる、太田委員にお願いできればと考えております。

委員の皆さまにご異議がなく、太田委員のご同意いただきましたら副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一 同： 異議なし。(太田委員同意)

事務局： それでは経営審議会といたしまして、太田委員を副会長にすることに決定させていただきます。

太田副会長、席のほうに移動をお願いします。

それでは、以降の議事進行につきましては楠見会長をお願いいたします。

会長： 改めまして会長に選出していただきました、関西大学の楠見でございます。

委員の方々、城陽市の職員の方々、宜しくをお願いしたいと思います。

経営審議会、特に上下水道関係経営審議会ということで、先ほども事務局のほうからご説明がございましたように、新たな経営、将来に向かっての経営戦略という部分、非常に重要な審議会だと思っております。

ぜひ、委員の皆さま方の忌憚のないご意見をお願いいたします。

そして、この城陽市の上水道事業の将来に関しても、提言ができればと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは議事次第の議事に従って議事を進めてまいりたいと思います。

議題②の城陽市水道事業の概要について、ということでございます。

事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

審議内容

事務局： それでは城陽市水道事業の概要について説明をさせていただきます。まず概要の説明をさせていただく前に、今回、公営企業庁舎までお越しいただきましたのは、庁舎に隣接されております市内で一番大きい第3浄水場を視察していただき、水道水の浄水過程を見ていただくことが目的の1つでございます。資料やグラフなどで知識を深めていただくことも大変重要ですが、実際の水道施設はどうなっているのかを見て、感じていただくことも必要ではないかと考えております。概要説明に先立ちまして、第3浄水場の視察をいたしますので、よろしくお願いをいたします。」

《第3浄水場の視察》

会長： 今の現地視察でございますけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

委員： 何点かいいでしょうか。

初めてこの上下水道のほうに携わるので、全く認識がないんですけども、一番今日聞きたかったのは、城陽市の水道なんですけれども、これの元をただせば、たとえば大阪府でしたら、琵琶湖の水とかと言いますよね。

では、城陽市の水道は、元をただせば木津川からの水なのか、それとも地下水を取っている水なのか、基本中のことで申し訳ないんですけど教えてください。

事務局： 今のご質問ですけれども、城陽市の水の大元は地下水でございます。

先ほど場内で、ここの下に1つの井戸があるというような説明がありましたけれども、城陽市の水の85%が地下水でございます。

地下水を浄化して、皆さまのご家庭に配水しています。残りの15%は京都府から浄水を購入しております。

京都府の水は今、宇治浄水場、宇治の市役所の近くに京都府の浄水場がございますけれども、そちらで浄水した水で、元は天ヶ瀬ダムですが、こちらの水を引いたものを浄水してでき上がったものを買って、それをブレンドして配水しております。

委員： わかりました。ということは、よく、渇水とかでね、なんとかダムの水位がものすごく減ったから取水制限があるだとか、ときどき出てますよね。そ

審議内容

ういう観点からいうと、城陽市は地下水から85%ということは、そういう心配というのは、さほどないという考え方なんですか。

事務局： はい、以前、京都府の水の比率が高いときには、琵琶湖の水位が下がったということで、少し取水制限というようなことをされたこともございました。

ただ、もうずいぶん前のことですので、ここ10年、20年では、そういうことはございません。

仮にいくらか、何%かカットされたとしても、その分は地下水で補える範囲を保ってますので、渇水という点では、安心して使っていただける範囲だと思います。

委員： それと、水の、いわゆる取得量は決まっていますか。地下水にしる何にしる、城陽市全体を比べた場合に、住宅地が多い地域、あるいは工場が多い地域、この地域が比較的水を使う量が少ないな、この地域は非常に多いな、ということで、1日たとえば、100という水があったとすれば、多いところには30やろうとか、ここには20やろうとか、そういう遠隔で水の使用状態を受けて、弁で、そっちの水をこっちに送ったりとか、そういう融通というのか、そういう機能はあるんですか。

事務局： こちらでは府営水と浄水場の水とブレンドして配水するわけですが、この浄水場から低区配水池というところへ送水ポンプで送っております。

そこから、高区配水池という一番高いところにも送っております。

もう1つ、中区配水池というところにも、連絡弁、もしくは加圧ポンプでつながっておりますので、各配水池の水量に応じてポンプを動かす、ポンプを止めるなどして水位を調節する仕組みができております。

全市的に水の足りないところには水が行く、そういうような形になっております。

委員： 隣接市町村、いわゆるたとえば、宇治市、久御山町、京田辺市ですかね、精華町とか。そこの連携のパイプというのはどうなんですか。

事務局： 井手町との間で一部つなげるようになっているところがありますけれども、それ以外はございません。

審議内容

委員： ということは、たとえば、隣の市が枯れ込んでしまったというときに、城陽の水が若干余っているから送るというのは、今は全くできない。

城陽市だけで回しているふうな考えでいいんですか。

事務局： それを、カバーするものが京都府の府営水道です。

城陽市は府営水道の比率が少ないんですけども、宇治市さんなどは、府営水道の比率が大方だということで、府営水道を受水しているところにあっては、府営水道で足らずの分は自己水でカバーするという形にはなっています。

委員： わかりました。

会長： ほかがございますか。

水道事業の概要説明が残っておりますので、事務局より説明をお願いします。

また、それが終わってから質問の時間を設けたいと思います。

《資料5「水道事業の概要説明」に基づき説明》

会長： どうもありがとうございました。

全体概要をうかがいましたけれども、ただいまの概要について、委員の皆さんのほうにお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まあ今の、城陽市の上水道事業の概要と思いますが、いろいろと問題があることも確かでございますし、どうでしょうか、何かご質問ございませんでしょうか。

委員： 今、話を伺って、ざっくりいうと、水道の供給には、まだ余裕があると。どんどん下がっているから、老朽化の話は別にして、絶対量はまだ余裕があるので、量を増やすことで、収益率の改善とか、そういう可能性があるというふうか、別の捉え方もしたんですけど、そのあたりどうなのかなと。

量が増えたら、水道の企業債の状況も、もっとよくなるんじゃないかなと思えたんですけど、どうでしょう。

事務局： おっしゃるとおりでございます。施設能力には、まだ余裕がある状況でございますが、総配水量自体が少なくなり、施設を維持していくためには、一定程度の運転が必要となることから、下限運転を行い、府営水の受水で調

審議内容

整をしております。

また、自己の稼働率が増えれば当然、電気代や薬品代などいろいろなところで、増えるところはございますけれども、施設には十分処理能力があるところでございますので、新たな水需要を開拓し料金収入としても増やしていきたいというふうには考えております。

会 長： その他はいかがでしょうか。

委 員： 水道の料金なんですけれども、周辺地域に比べて安いということなんですけれども、そのあたりどういう形で料金の設定をするものなのでしょうか。

事 務 局： 現在の水道料金でございますけれども、平成6年に改定をいたしました。

それ以降、平成23年度に5,000トン以上使っていただくような、大口の企業を対象とした部分逓減制の料金体系の導入しましたが、一般家庭に対します改定につきましては、消費税分を除きまして変更はしてございません。

本来なら5年毎に収支を見て改定していくべきものであったんですけれども、実際、その見直しというのが、20年以上もできていなかったというところでございます。

先程の担当のほうの説明にもありましたとおり、今後、施設の耐震化や更新という費用も発生してまいります、そういったものも含めて、今後の料金水準はどうあるべきか、ということについてのご指導もいただきたいというふうには考えております。

会 長： 料金はずっと改定がされていない。

しかし、今後、管路の老朽化対策や耐震化の推進が必要であるとか、企業債への依存度が高く将来負担が増えていく、といったことは、議論の対象になってくるのかなと思っております。

ほか何かありますでしょうか。

委 員： 水需要の増加なんですけれども、挨拶のなかで、今西副市長も言われたように、いわゆる新市街地というか、青谷の方で白坂地区開発、そして6年後には、いわゆる先行整備地区でもアウトレットというのができるということで、水需要の動向で平成28年度からは少し下がっていくような動向になっ

審議内容

ているんですけれども、例えば平成35年度にそのような形でオープンするという事になれば、多少なりとも右肩上がりにならないんですか。

事務局： 将来推計をするなかで、新市街地等々の新規要因を見込んだ形での水需要ということではお示ししているところではございます。

ですが、給水人口の減少等により、配水量自体が落ちてきておりますのが、その一部は、アウトレットの開業、新市街地や白坂地区に企業が張り付き、操業されることでカバーできる部分はあるかと思えます。

しかし、我々といたしましては、あまりそういう、将来明るいというような計画だけではなく、実際は厳しい面も考慮した将来的な予測を行いお示しさせていただいたものでございます。

会長： よろしいですか。ほか、いかがでしょう。

委員： 今のご質問のところについてですが、基本的に施設を計画する際には、やはりどちらかといえば需要を上目に取り取ることがあります。

それは施設能力が足りなくて水が配れないと困るからです。

一方で、経営の問題を考える場合には、一番料金収入が悪かった場合どうしようかっていうような部分考えて、一番下限値で考えていくことがポイントとなります。

今回、第1回目のところ、まだ概要しか見てきてないと思うんですけど、恐らく新しい水道ビジョン、経営戦略的などところを作られるときに、やはりもう少し目標というものが出てくるのかなと思えます。

例えば、更新率だったらどれぐらいにするか、耐震化率は何年度までにどれぐらい持っていくのか、っていうような話になってくるのかなというふうに思っています。

一番古い配水池のところや昭和40年ぐらいに布設されました配水管なんかは一番中心街だったところで、太いサイズが入っていると思えます。

そういったところを更新することによって耐震化率も上がり、更新率も上がるというようなどころが出てくると思えます。

次回までに、現時点での更新率であったり、これからどれぐらいにしなければ

審議内容

ればいけないのか、というような、少し具体的な数値が出てくるともう少し議論のところに入って行くのかなというふうな印象を受けました。

一方で、その分、更新するとやはり企業債を発行しなきゃいけない可能性もありますので、また、ちょっと比率が上がります。

いわゆる財務指標はスナップショットでございますので、そこまで気にするほどのことではないと、私は考えているのですが、具体的にやはり、ここ10年間でどれぐらいの目標値にいて、そのときにどれぐらい投資しなければいけないかというところを、特に2、3回目の審議会の数値が出てくると非常に、この会として、意義があるのかな、と思っています。

会 長： まだ発言されておられない委員、何かご意見、いかがでしょうか。

委 員： すみません、先ほどご説明いただきまして、経常収支比率は、黒字ですけれども、企業債、いわゆる借り入れが多い、ということがわかりました。

平成6年から値上げをしていないということなんですけれども、料金据え置きをされてたということは、なにか明確な理由があるのかということと、料金をもし値上げをする場合に、制度的に非常にハードルが高いということはあるのでしょうか。

事 務 局： まず、平成6年度以降、料金改定がされていなかったというところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、政策的な部分というのも多々あると思いますが、基本的に市民の方、利用者さんの方々からすれば、当然低いに越したことはないということであり、我々といたしましても、低い料金で維持していくために、日頃からコストを抑えていたり、人件費を抑えていたりという取り組みを行っておりました。

料金改定について、内部的には議論をしていたところではございましたけれども、結果として料金改定に至らなかったところも、実際のところかなというところがございます。

もし値上げをするということであれば、ハードルが高いんじゃないかというご質問でございますけれども、スケジュール的には経営審議会のなかでご議論いただいて、答申をいただき、それで議会のほうに提案いたしまして、

審議内容

議決をいただき改定する、というふうな流れになるのかと思います。

当然、値上げするにあたりましては、ただ単に足りません、だから上げさせてください、ということではなしに、たとえば基幹管路の耐震化が周辺団体と比べて非常に低い状況にありますので、基幹管路の耐震化を進めていくための経費として必要となりますので、料金を上げさせてもらう、というふうに、我々事業体といたしましても、情報を積極的に、今、水道がこういう状態であるんだよ、というところの部分を市民の方にお知らせをして、料金改定が必要であれば、その必要性について十分説明していく、というものが大事なのではないかというふうに考えております。

会 長 : それでは、ほかに、いかがでしょう。

副 会 長 : ちょっと次回までにまとめていただきたいなど。

今日、一応、事業の全体を聞かせていただいて、報告では、非常によくやっているという。まあ一部、少し遅れている部分はありますが、よくやっているという、一般的な説明だったと思うんですね。

そうすると、この我々の経営審議会で、じゃあ何を議論するのか、というのが明確にならないので、やはり今の城陽市の水道事業が、どこに課題があるのか、どういうことが課題になっていて、次、ビジョンを作るとしたら、その期間内にどういうことをしなきゃいけないのかっていうことを、もう少し具体的にこう提供していただいて議論をするということにしないといけないと思います。

今日、話を聞いていますと、非常に城陽市さん、料金も安いし、事業としては全般に進んでいるので、よしよし、みたいな話になりかねない。

そうではなくて、今の状況のなかで何が、単にその周辺の事業体との比較だけではなくて、例えば基幹管路のときにおっしゃってますけど、やはり耐震化を図っていくべきとなってきたときに、城陽市さんとしてどこまで取り組むのか、全体像をもう少し示していただいて、どこが不足していて、次のビジョンの企画に、どういうことをしないといけないのではないのでしょうか。

それに伴う財源として、たとえば料金として賄えるのか、賄えないのか、

審議内容

という問題の議論になっていくと思います。

先ほどの清水委員もおっしゃいましたけど、次回以降の会議でその辺りの、議論ができるような、資料をお願いしたいなと思います。

委員： 水道料金、平成6年から値上げしてないということなんですけども、私は、長い間で、料金改定されてないからおかしいのでは、ということではなくて、やっぱり平成6年で改定した料金が正しい料金かもしれません。

いわゆる料金っていうのは、原価の積み上げですので、わかりませんが、透明性があるべきなので、長い間、改定してないから1回しようかっていう、そういう不謹慎みたいなことでなくて、もう一度正しい料金体系はどうあるべきかということ、議論ができるように思いました。

それと、非常に悩ましいことなんですけれども、老朽化した設備を替えると、例えば、平成29年度時点で40年間経過している管路は65,000mと、書いてあるんですけど、収入もそんなに増えない。

しかし、老朽化している設備は替えていく必要がある。金もかかるけども、あまり収入が少ない。

そういうなかで、どうしたらいいのかっていうと、非常にこれ難しいんですけども、先ほど副会長さんが話したとおり、次回のときには、明確な、まずPDCAではないですけども、今現在、上下水道のなかで、どこに問題があるのか。

平成28年、29年としたけれども、対前年と比べて、対5年前、対10年ぐらい前と比べて、どういう環境の変化で、どういうところに問題点があるか。その問題点はいったいどんな原因から発生しているか。その原因をきちっと対策を打つ、それも効果がある対策を打つ必要があります。

当然、有形の効果がありますし、無形の効果もあるんですけども、そういうこともした、順序立てていって、そして仕組みを作って、水道ビジョンを作りましょう、それには当然人、もの、金がかかります。どれだけの人件費、どれだけのもの、人、もの、金をどれだけ投資してく。

そこからどうしても厳しいとなるのであるならば、料金改定ということに

審議内容

踏み切らざるを得ない、そういう体系軸っていうんですかね、そういうのをきちっとお示ししていただいて、浮き彫りにしていくと、問題点を整理できるのではないのでしょうか。

そして、指標もありますし、目標もあります。それがきちっと達成できるのが、そういう水道ビジョンを作っていく必要があるんじゃないかなと思います。

そのためには、今日は概要しかお話なかったんですけど、次回っていうのは、やっぱりもう少し深掘りしていく、議論ができるような、そういう会議にさせていただければありがたいなと思いました。

会 長： 時間も当初の予定を過ぎておりますので、次、今後のスケジュールについてですが、簡潔に宜しくをお願いします。

《資料6「今後のスケジュール案」に基づき説明》

会 長： はい、どうもありがとうございます。

ただ今の、今後のスケジュールについて、でございますが、何か、よろしいでしょうか。ご質問等、ございますでしょうか。なければ、このような形にさせていただきたいと思います。

それでは、次回の日程でございます。11月中旬ごろというふうになっておりますが、事務局からよろしく願いいたします。

事 務 局： 次回の会議でございますが、11月17日の金曜日に開催したいと考えております。

時間につきましては、委員の皆さまの1日のお時間を有効に使っていただくということも考えまして、午前中の開催といたしまして、午前9時30分ごろからと考えております。

会 長： 11月17日の金曜日、時間は9時30分からということですが、いかがでしょうか。

時間は9時30分からとですが、午前中に会議を置けば、午後は有効にお使いいただくこともできると思います。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

審議内容

では、11月の17日、9時30分からということでもよろしくお願ひします。場所はどちらになりますか。

事務局：場所につきましては、今のところ、文化パーク城陽の第3会議室を予定しております。

会長：予定時間を少しオーバーして大変申し訳ございません。

事務局といたしましては、先ほどの各委員さんのご意見等を踏まえて、次回、その資料等をご用意お願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、何かほか、事務局のほうでございますでしょうか。よろしいでしょうか。委員の先生方、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも長時間ありがとうございました。

事務局：楠見会長、どうもありがとうございました。

本日本日予定しております議題につきましては以上でございます。

何かご意見等ございましたらおうけいたしますけれども、何かございますでしょうか。

何かございましたら事務局まで、ご連絡いただければと思います。

それでは閉会にあたりまして、城陽市公営企業管理者職務代理者上水道部長の大喜多よりごあいさつ申し上げます。

《大喜多部長挨拶》

事務局：本日は長時間にわたり有り難うございました。

以上で散会とさせていただきます。

以上